

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会関係標章の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)標章規程に基づき、国民体育大会に関する標章(以下、「標章」という。)の使用の際に必要となる事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会マーク(図形)
- (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(標章使用の原則)

第3条 標章を使用する者は、原則として本規程に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(非営利目的使用の申請)

第4条 標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
 - (2) 国民体育大会開催決定地(内定地を含む)実行委員会(準備委員会を含む)(以下「実行委員会」という。)及び開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
 - (3) その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
- 2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、
標章の無償による使用を承認するものとする。
- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
 - (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
 - (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
 - (6) 使用目的が明らかでないとき。

(7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき。

(営利目的使用の申請)

第5条 営利を目的として標章の使用を希望する者は、「公益財団法人日本スポーツ協会 国体関係標章使用のガイドライン」に従い、申請書(別紙様式2)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、実行委員会又は本会国体パートナープログラムに協賛する者(以下「国体パートナー」という。)が営利を目的として標章を使用する場合は、実行委員会は第11条に、国体パートナーは本条第6項にそれぞれ基づき取り扱うものとする。

- 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による標章の使用を承認するものとする。
- 3 前項により使用の承認を受けた者は、使用料を本会に納入しなければならない。
- 4 標章使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
- 5 本会が収納した使用料は、本会が定めた料率によって実行委員会等に標章使用に関する交付金として交付することができるものとする。
- 6 第1項ただし書の場合において、国体パートナーは別に定める協賛契約書に基づく申請書を本会へ提出し、その承認を得た場合、無償で標章を使用することができるものとする。
- 7 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 標章を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「国民体育大会関係標章デザインガイドライン」に基づき、当該標章を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 標章を使用する際に本会が指定する承認番号を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除するものとする。

(使用の期限)

第7条 承認された標章の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

(承認内容の変更)

第8条 標章を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式3)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
- 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

(承認内容の取消)

第9条 本会は、標章の使用が本規程及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る標章の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 本会は、承認を得ずに標章を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章の

使用停止及び使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。

- 4 取消し等に伴う費用は使用者の負担とする。

(非営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第10条 本会は、実行委員会が第4条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則に基づき、委任することができるものとする。

(営利目的使用許可権の実行委員会への委任)

第11条 本会は、実行委員会が第5条に定める本会の承認権限の委任を希望する場合は、国体開催基準要項第16項第2号により制定されたシンボルマーク及び愛称等に関する承認権限を委任することができるものとする。

- 2 前項による委任にあたっては、あらかじめ実行委員会は申請書(別紙様式4)を本会へ提出し、本会の承認を得るものとする。
- 3 委任における使用取扱に関する手続き等については、本会と実行委員会の両者が協議の上決定する。

(損失補償等の責任)

第12条 本会は、標章の使用を原因とする事故及び標章の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

(本規程の変更)

第13条 本規程は、本会国民体育大会委員会における承認の後、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

(附則)

1. 本規程は財団法人日本体育協会標章等の使用に関する規程(平成19年4月1日より施行)を廃止し、平成23年6月24日より施行する。
2. 本規程は、平成24年6月21日から施行する。
3. 本規程は、平成30年4月1日から改定、同日より施行する。
4. 本規程は、平成30年8月30日から改定、同日より施行する。
5. 本規程は、令和元年12月13日から改定、同日より施行する。

はじめに

本会所有の標章は、各標章の使用に関する規程に基づき使用することができます。ただし、その使用にあたっては、本会が指定する条件等に基づき正しく使用することが義務づけられています。特にマーク(図形)については、誤った使い方にならないよう注意が必要です。

本ガイドラインは、デザイン要素の統一化により、より効果的なイメージ形成を促進するために作られたものです。

公益財団法人日本スポーツ協会 【国民体育大会関係標章】デザインガイドライン

【マークの由来】

昭和22(1947)年6月18日の大日本体育会理事会で決定、同年の第2回大会から採用。

宣伝人協会(当時代表片柳忠雄氏)デザイン。

ベーシックタイプ



カラー



カラー規定

	Y 100 + M 100	M 80 + C 90
プロセスカラー	D I C 2498	D I C 256
R G B カラー	R 216 + G 12 + B 24	R 29 + G 32 + B 136



モノクロ



カラー規定

	K 100	K 70
プロセスカラー	D I C 582	
R G B カラー	R 0 + G 0 + B 0	R 114 + G 114 + B 114

※印刷媒体にはプロセスカラーまたはDICカラー、WEB媒体にはRGBカラーを使用する。

サイズ規定

- A1(594×841mm)以上のサイズのもの



直径60mm以上のサイズで表示すること

- B2(515×728mm)以上、
A1(594×841mm)未満のサイズのもの



直径45mm以上のサイズで表示すること

- A3(297×420mm)以上、
B2(515×728mm)未満のサイズのもの



直径15mm以上のサイズで
表示すること

- A3(297×420mm)未満のサイズのもの



直径10mm以上のサイズで
表示すること

上記については、製作物の内容により、日本スポーツ協会と調整の上、変更することができる。

注意・禁止事項

- 基本的にデータをそのまま(拡大・縮小のみで)使用してください。
- 色は指定色で使用してください。
- 変形・回転・加工・部品を分解しての使用、縦横比率の変更、可視性の低い背景色の使用を禁止します。

変形させない



縦横比率を変えない



回転しない



分解しない

デザインの変更



指定色以外を使わない



グラデーションを使わない



他の要素を加えない



縁取りをしない



別の形と一緒にしない



可視性の低い背景色を使わない



円の内側は白でなければならない

文字としての使用



文中に使用しない

国民体育大会関係標章の使用許可についての権限の委任に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「本会」という。)国民体育大会関係標章の使用に関する規程(以下、「国体標章使用規程」という。)第10条に基づき、国民体育大会に関する標章(以下、「標章」という。)を本会及び国民体育大会開催決定地(又は内定地)実行委員会(又は準備委員会)(以下、「実行委員会」という。)以外の第三者が使用するにあたり、その使用許可に関する権限を実行委員会に委任する際に必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国民体育大会マーク(図形)
- (2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- (3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語
- (6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (7) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (8) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(委任対象及び申請手続き)

第3条 実行委員会は、第三者に対する標章の使用許可に関する権限の委任を希望する場合、申請書(別紙様式1)に本細則に準拠した取扱規程を添付して、本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項による申請内容が本細則に準拠していると認められる場合は、標章の使用許可に関する権限を実行委員会に委任することとする。
- 3 実行委員会は、当該委任に基づき、標章の使用を第三者に許可することができる。

(委任期間)

第4条 委任期間は、本会より委任を受けた日から委任を受けた実行委員会が開催する国民体育大会の開催年度末までとする。

(使用許可の範囲)

第5条 実行委員会が標章の使用を許可できる範囲は、営利を目的としないものであって、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は国民体育大会の開催に寄与するものと認められるとき
 - (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び国民体育大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき
 - (3) 一般へのスポーツ又は国民体育大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき
 - (4) その他本会がスポーツ活動及び国民体育大会開催に寄与すると認めるとき
- 2 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、標章の使用を許可するものとす

る。

- (1) スポーツ又は国民体育大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 「国体標章使用規程」に規定される使用上の遵守事項に従わないとき
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (6) 使用目的が明らかでないとき
- (7) その他、本会が標章の使用について不適当と認めるとき

(実行委員会の義務)

第6条 実行委員会は、標章の使用を許可された者が標章を毀損することなく正しく使用するよう監督する義務を負う。

2 実行委員会は、標章の使用許可にあたり、本会及び実行委員会が共同で実施する国体協賛に協賛する企業又は団体への優先的配慮を行う義務を負う。

(不適切な使用に対する排除)

第7条 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがある場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

2 実行委員会は、使用を許可された者による標章の使用が本細則及び許可内容に違反していると認められる場合又は違反している疑いがあると本会より指摘を受けた場合は、その使用の内容について速やかに調査を行い、違反していると認められるときは、その使用の許可を取り消さなければならない。

(報告)

第8条 実行委員会は、自らが行った標章使用の許可について本会に報告する義務を負う。

2 前項に定める報告は、報告書の提出により行う。

3 本細則又は許可内容に違反して許可を取り消されたものについても当該報告書に記載することとする。

4 第2項に定める報告書は、実行委員会が開催する国民体育大会が終了するまで単年度ごとに提出しなければならない。

附 則

- 1. この細則は国民体育大会標章等の使用許可権の委任に関する細則(平成19年4月1日より施行)を改定し、平成23年6月24日より施行する。
- 2. この細則は、平成24年6月21日から施行する。
- 3. この細則は、平成30年4月1日に改定し、同日から施行する。
- 4. この細則は、平成30年8月30日に改定し、同日から施行する。
- 5. この細則は、令和元年12月13日に改定し、同日から施行する。